

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 4 年 4 月薬価基準改定に伴い、下記のとおり医薬品マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 収載医薬品

総 数	1 8 , 5 7 3 コード
内 用 薬	1 1 , 1 4 1 コード
注 射 薬	4 , 5 5 7 コード
外 用 薬	2 , 8 4 1 コード
歯 科 用 薬 剤	2 8 コード
レセプト電算処理システム計算専用コード	6 コード

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20120831」に設定した医薬品コード。(6 5 コード)

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20130331」に設定した医薬品コード。(2 9 0 コード)

改定に伴い医薬品マスターに新規収載した医薬品コード。(1 9 コード)

改定に伴い医薬品マスターから廃止した医薬品コード。(4 9 0 コード)

2 新規商品名医薬品

薬価基準収載医薬品の商品名医薬品について、新たに別添 1 のとおり医薬品コードを設定しました。(2 コード)

3 廃止医薬品コード

別添 2 の医薬品は、局方品と同一名称・同一薬価となったため、医薬品マスターから廃止しました。

このため、平成 2 4 年 4 月診療分以降の請求に当たっては、局方品の医薬品コードにより請求してください。(1 8 コード)

4 後発医薬品変更

別添 3 の医薬品について「項番 17：後発品」の収載情報を変更しました。
(68コード)

5 歯科システム請求用専用コード

当該専用コードの医薬品マスター（平成 24 年 4 月改定版）への収載につきましては、収載が可能となった時点で公表する予定です。

6 その他

官報告示における「品名」を表す、「基本漢字名称」を別添 4 のとおり追加しました。